銀年情報（第61号）

令和元年7月30日

745-0031　周南市銀南街21　銀南ビル2階
銀座社会保険労務士法人　代表社員　吉国　智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

カサブランカ：花言葉は雄大な愛、壮大な美しさなど。

3 階建ての年金とする必要性

銀年

1 金融庁報告書のその後

本年5月に金融庁が公表した、いわゆる「老後資金2,000万円不足」問題から、その後の参議院選挙中は、年金の文字を見ない日はなかったですね。それはそうです。元々、自分自身の老後生活についての不安度をみると、「不安感あり」は85.7%、「不安感あり」とした人の具体的な不安内容は、「公的年金だけでは不十分」が80.9%と最も高いのですから（公益財団法人生命保険文化センター：平成28年生活保障に関する調査）。

≪https://www.jili.or.jp/research/report/chousa10th.html≫

2 最低生活費とゆとりある生活

以前の情報と重複する部分があることを承知のうえで今号は、前記調査を使って高い年金受給に向けた解説をします。

前項の調査では、夫婦二人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費は、月額 22 万円（平均額）、経済的にゆとりのある老後生活を送るための費用として、月額 12.8 万円（平均額）が必要となっています。

モデル年金額（片働き世帯、夫が現役男子の平均的な標準報酬月額で厚生年金保険に 40 年間加入し、妻が第 3 号被保険者として 40 年間加入した夫婦世帯。未加入未納がない世帯が前提）が、約 22 万円であるため、公的年金で最低生活費をほぼカバーできることになります。

しかし、ゆとりある生活には、公的年金だけでは厳しいことを物語ります。

3 公的年金は土台･主柱

従来から、公的年金は、老後生活の土台・主柱であって、決して老後生活を丸抱えするとは言っておりません。

我国では、公的年金を土台・主柱として、自助努力を求めているわけです。現在、60 歳で引退する時代ではなく、老齢年金の支給開始年齢も 65 歳に統一されていきますから、65 歳までに自助努力をして、65 歳からさらに勤労収入を得るのか否か、得られるのであれば繰下げ受給も検討していくなど、60 歳くらいまでにあらかたの生活設計をしておきたいものです。

4 マクロ経済スライドによる実質価値の減少

平成 16 年改正により、「マクロ経済スライド」という公的年金の長期財政安定化策が講じられました。

この仕組みは、保険料の上限を決め、そこまでは段階的に保険料を上げることにより現役被保険者・企業に負担を求め、他方では、経済成長し物価・賃金が上昇したとしてもその上昇分まで年金額を上げないことにして、年金受給者にも負担を求めた制度です。

したがって、今後、長期間にわたってだんだんと実質年金額が下がっていくことなりますから（図）、公的年金の上乗せ年金が断然必要。

【図 1】

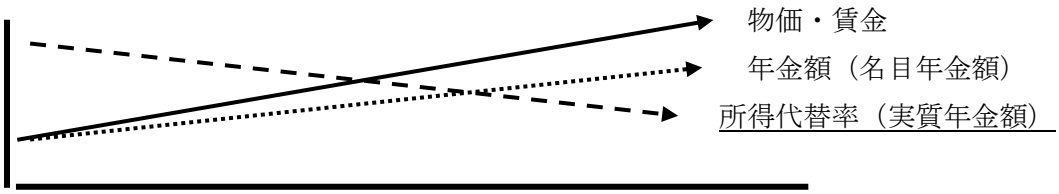

（所得代替率とは、現役男子の手取り賃金に対する割合で、現在 60%程度、将来的に 50%程度となります）

5 高い年金受給

そこで、厚生年金保険に加入している企業では、中小企業でも導入できる企業型確定拠出年金（選択性、二人から加入可能）、自営業者・フリーランス等では国民年金基金（夫婦で）へ、第 3 号被保険者では iDeCo（個人型確定拠出年金）へ加入することがお勧めです。

企業型確定拠出年金、国民年金基金、iDeCo とも税制優遇があります。

6 企業型確定拠出年金（選択性）の仕組み

企業型確定拠出年金（選択性）に至っては、結果的に社会保険料が軽減される効果があるため、中小企業でも楽に導入できることになります。あくまでも 3 階建ての年金設計とするためで、社会保険料軽減が目的ではありません。軽減された分で、手数料を負担し、また、労働者教育に資金を振り向けることが大切です。

この基本的な仕組みは図 2 のとおりです。当然、詳しい解説は訪問によってさせていただきますからお声がけください（無料派遣制度が使えます）。

【図 2】

やるなら今!!二人から導入できる企業型確定拠出年金（選択制）

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL：https://ginza-syaroushi.com/